

県南広域振興局長告示第 217 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成 19 年 10 月 26 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

- (1) 名称 社団法人花巻農業振興公社
- (2) 住所 花巻市太田第 42 地割 239 番地

2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成 6 年 9 月 8 日

3 変更の内容

(1) 市町村合併することに伴う事業区域の変更

農地保有合理化事業の実施地域について、花巻市における農業振興地域（旧花巻市、旧大迫町、旧石鳥谷町、旧東和町（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。）とする。

(2) 国の例に準じ、所要の改訂をするもの。

4 変更承認の年月日 平成 19 年 10 月 2 日